

第2次相生市立小中学校適正配置計画 (答申)

令和4年11月15日
相生市学校教育審議会

目 次

はじめに	1
1 計画の策定について	2
(1) 背景と趣旨	
(2) これまでの取組	
(3) 計画の位置付け	
(4) 計画期間	
(5) 計画の進め方	
2 相生市立小中学校の現状と課題	3
(1) 人口の推移	
(2) 児童生徒数の推移	
(3) 小中学校の規模	
(4) 小中学校の配置	
(5) 学校施設の老朽化	
3 望ましい適正規模・適正配置	6
(1) 国の示す標準的な学級数	
(2) 兵庫県学級編制基準	
(3) 新学習指導要領	
(4) 国の示す通学距離・通学時間の目安	
4 学校の小規模化による影響	8
5 保護者の望む適正規模・適正配置	9
6 これからの相生市の適正規模・適正配置	11
(1) 適正規模・適正配置の必要性	
(2) 適正規模・適正配置に関する基本方針	
7 学校の在り方の検討	12
(1) 基本的な考え方	
(2) 検討の進め方	
(3) 検討を開始する基準	
8 取組の具体的な進め方	13
(1) 地区別説明会	
(2) 地域協議会	
(3) 検討する学校の在り方	
9 将来を見据えた取組の推進	14
10 取組状況の検証	15
資料	17

はじめに

近年、人口減少及び少子化により児童生徒数が減少し、児童生徒を取り巻く環境が変化する中、学校の小規模化が進んでいます。相生市もその例外ではなく、兵庫県の「学級編成基準」に照らすと2学年を一つにする複式学級を有する小学校が存在する状況となっています。

このような中、令和3年6月30日に相生市教育委員会から、今後の相生市における小中学校の適正規模・適正配置に関する指針となる「第2次相生市立小中学校適正配置計画の策定について」の諮問を受けました。

本審議会では、相生市の現状と課題を踏まえ、国の示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、相生市の学校規模の現状と将来予測、令和4年6月に市内小中学校の児童生徒・未就学児童の保護者を対象に実施した「相生市立小中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート」の回答結果等を基に、合計5回にわたり精力的に審議を重ね、ここに答申をまとめるに至りました。

全国的に児童生徒数の減少が著しい中、相生市においては、平成23年度から取り組んできた子育て教育支援施策により、近隣他市町に見られるような児童生徒数の急激な減少には至っておりません。しかし、校区による偏在が生じ、いくつかの小中学校では小規模化が進んでいます。小規模校では、地域とのつながりを活かした教育活動、複式学級の解消やICTの活用、学校間での交流事業を行うなど、教育委員会と各学校が様々な取り組みを行い、保護者・地域の理解と協力を得ながら教育機会の均等が図られています。しかしながら、学校の小規模化が更に進むと、一部の学校では、学校の適正規模・適正配置についての議論が必要となります。

小中学校の適正規模・適正配置を検討する上では、学校は地域の核であり、地域と連携しながら子どもたちの教育活動を充実させてきた歴史があることを忘れてはなりません。そのことから、学校の在り方については、児童生徒数の推移により行政主導で画一的に決定するのではなく、保護者や地域住民が主体となって、学校と地域の歴史的背景や結びつきを踏まえ、それぞれの地域における学校の在り方を検討し、地域の合意の下、進めるべきとの結論に至りました。行政の関与は抑制的であるべきですが、協議を始めるにあたっては、一定の基準を設け、保護者や地域住民に十分な説明を行う必要があります。このように保護者と地域住民が協議を行いながら、地域の合意の下、これからの学校をつくっていくための基本的な取り組み方針として取りまとめたものが本答申です。

本答申を基に、相生市の将来を担う子どもたちの教育環境の整備に向けて、子どもたちの利益を第一に考え、地域住民や関係団体、保護者や教職員の理解と協力を得ながら、第2次相生市立小中学校適正配置計画が推進されることを強く希望します。

相生市学校教育審議会

1 計画の策定について

(1) 背景と趣旨

本市の年少人口の減少幅は、県下の市町に比べ緩やかではあるものの、校区によって児童生徒数に偏りが生じていることから、教育効果に偏りが生じないよう適切な学校運営を行う必要があります。そこで、子どもたちにとってより良い教育環境を創出するため、新たに「第2次相生市立小中学校適正配置計画」を策定するものです。

(2) これまでの取組

平成22年に策定した相生市立小中学校適正配置計画では、平成25年度を目標に矢野小学校を若狭野小学校へ統合、平成26年度以降の状況判断により相生小学校を那波小学校へ統合、平成33年度以降に矢野川中学校を那波中学校に統合するとしていました。

矢野小学校と若狭野小学校の統合については、両校区PTAが合意をし、さらに両地区連合自治会が合意書を交わして合意に至りましたが、矢野町の住民有志による校名の再協議を求める意見書が提出され、凍結となりました。

また、相生小学校と那波小学校の統合については、相生地区の住民から統合に反対する声が強く出され、「保護者及び地域住民の合意を得ながら推進する」という前提が成り立たないことから、凍結となりました。

これらのことから、計画は平成24年12月7日に凍結となっています。

凍結後の当該小学校においては、「相生方式」として、合同授業、小中連携、教員の加配など小規模校のメリットを活かす教育活動を行っています。

なお、矢野川中学校を那波中学校へ統合することについては、平成33年度(令和3年度)に生徒数が50人になることを前提に平成33年度(令和3年度)以降の統合としていましたが、令和4年度の時点で60人となっています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、第6次相生市総合計画及び第2次相生市教育振興基本計画に基づいた計画とします。これにより、凍結となっている「第1次相生市立小中学校適正配置計画」については、廃止とします。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、国及び兵庫県の適正規模・適正配置に関する動向、地域の実情、社会状況の変化等により、計画の見直しが必要と判断した場合は、適宜見直しを図ります。

(5) 計画の進め方

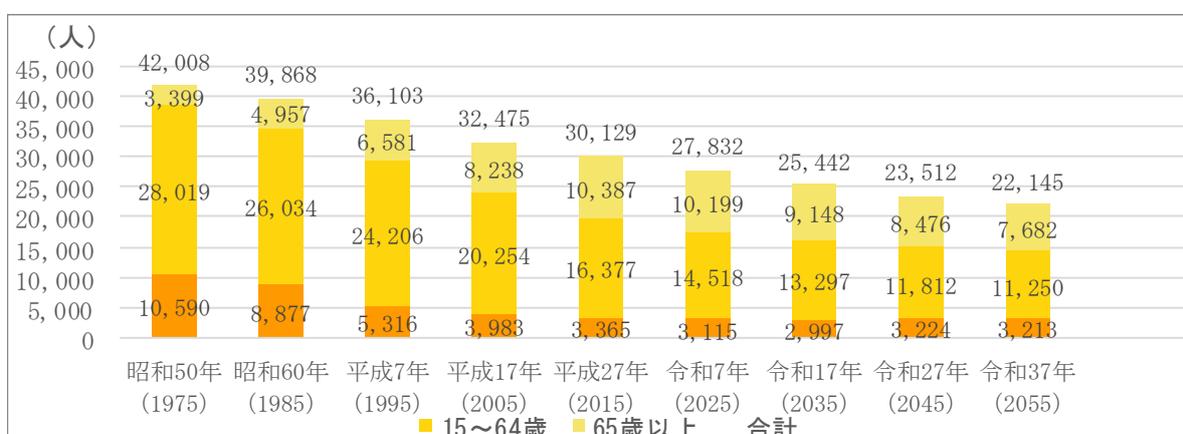
計画の推進に当たっては、保護者や地域住民と十分な合意形成を図りながら進めていきます。

2 相生市立小中学校の現状と課題

(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和50年頃から減少を続け、令和2年の国勢調査では28,355人となっています。この減少傾向は、今後も続くと見込まれており、令和37年には22,145人となる見込みです。

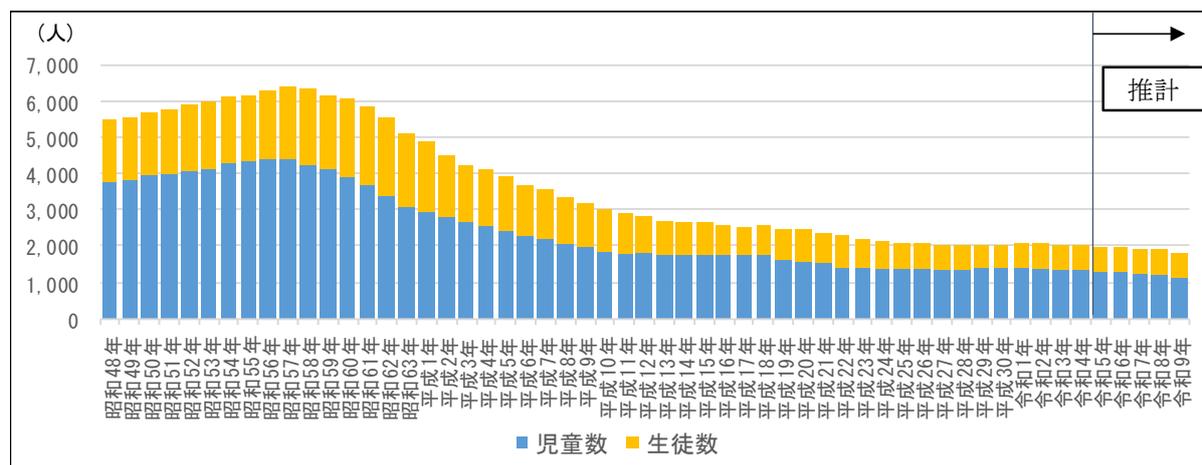
また、14歳以下の年少人口についても昭和50年の10,590人から令和37年には3,213人となる見込みです。



(2) 児童生徒数の推移

児童生徒数は、昭和57年度の6,383人をピークに減少を続け、令和4年度では1,999人となり、ピーク時と比較すると約31%減少しています。平成23年度の「子育て応援都市宣言」による諸施策により減少は抑えられているものの令和9年には1,825人まで減少すると推計されます。

一方、学校数については、小学校、中学校ともに、大幅な減少はなく、全体的に小規模化が進んでいる傾向にあります。



【学校ごとの児童生徒数推移】

	H21	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
相生小学校	82	31	32	30	30	25	26	21
那波小学校	98	150	154	162	163	156	163	145
双葉小学校	419	540	524	514	520	502	477	458
若狭野小学校	164	69	61	53	42	44	39	38
矢野小学校	70	41	38	38	38	35	32	25
青葉台小学校	345	235	224	204	214	200	193	196
中央小学校	355	313	307	296	291	281	276	266
合 計	1,533	1,379	1,340	1,297	1,298	1,243	1,206	1,149
那波中学校	283	225	215	214	205	216	200	211
双葉中学校	415	378	384	400	423	429	433	414
矢野川中学校	138	58	60	62	58	54	50	51
合 計	836	661	659	676	686	699	683	676

※令和5年度以降は、推計値

(3) 小中学校の規模

小中学校の規模は、令和4年度において、小学校では6学級から18学級、中学校では3学級から12学級であり、学校間で大きな開きがあります。特に小学校においては、既に3校に複式学級の対象になる学年が発生しており、市独自の教員の加配等で対応している状況にあります。

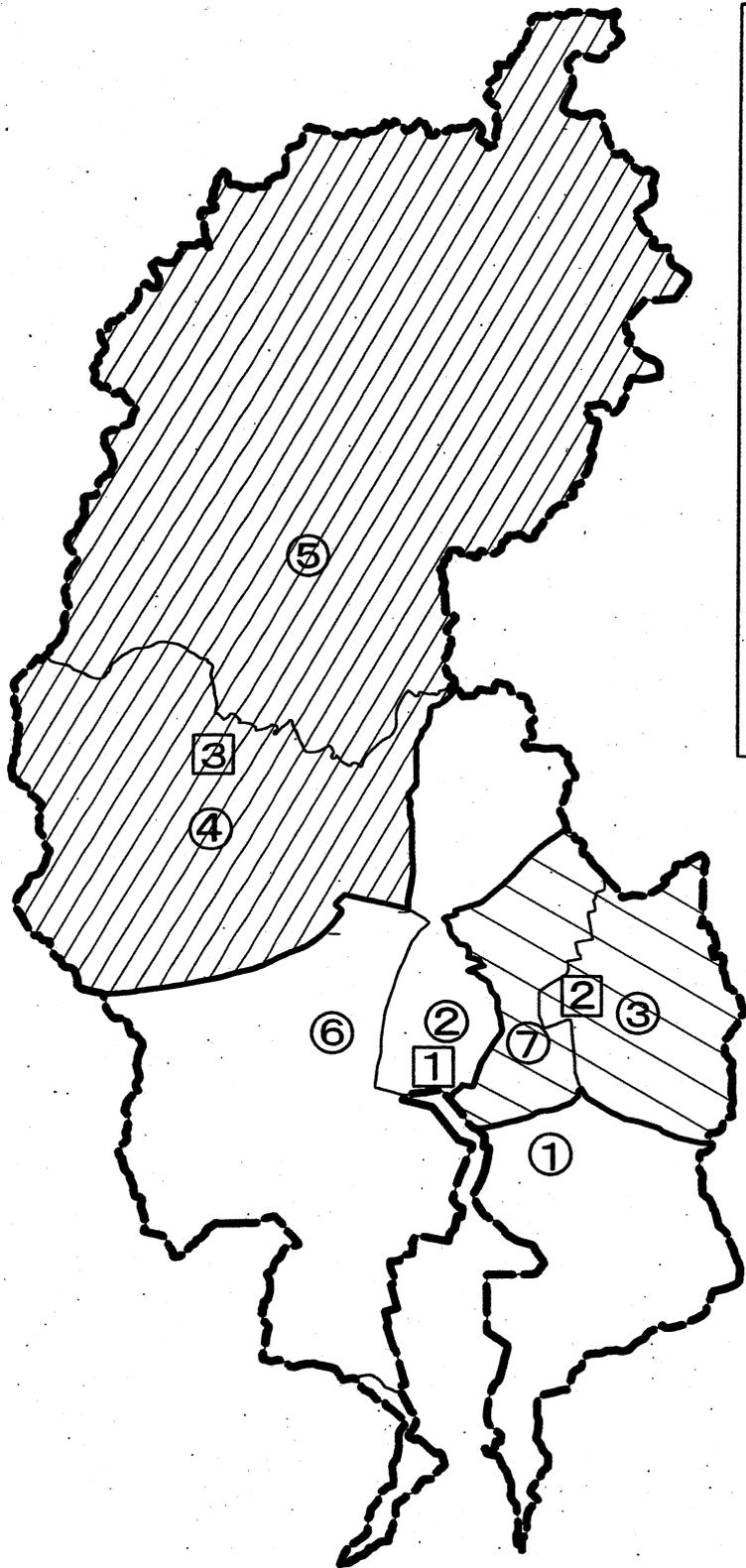
今後も小中学校ともに、児童生徒数の減少は進むと推計されていることから、それに伴い、更に学級数が減少することが見込まれます。

(4) 小中学校の配置

小中学校は、家から小学校がおおむね4km、中学校がおおむね6km圏内に配置されています。通学手段としては、小学校は徒歩、中学校は徒歩又は自転車を基本としています。

なお、相生小学校、矢野小学校及び那波中学校においては、バスやタクシーを利用して通学している児童生徒もいます。

相生市立小中学校配置図



- 【小学校】**
- ①相生小学校
 - ②那波小学校
 - ③双葉小学校
 - ④若狭野小学校
 - ⑤矢野小学校
 - ⑥青葉台小学校
 - ⑦中央小学校
- 【中学校】(通学する小学校)**
- ①那波中学校 (①・②・⑥)
 - ②双葉中学校 (③・⑦)
 - ③矢野川中学校 (④・⑤)

- 那波中学校区
- 双葉中学校区
- 矢野川中学校区



(5) 学校施設の老朽化

本市では、小学校7校と中学校3校の計10校を保有しています。これらの学校施設については、必要な耐震化工事等は完了していますが、全ての学校が建築後30年以上経過しており、その中でも60年以上を経過した施設が4校あるなど、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっています。

3 望ましい適正規模・適正配置

(1) 国の示す標準的な学級数

国においては、法令及び平成27年1月に定めた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「法令等」という。）において、標準的な学級数（特別支援学級は含まない。）を次のように示しています。

【法令等】

- 学校教育法施行規則第41条（中学校は準用）
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条
適正な学校規模の条件は、学級数が小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級までであること。さらに5学級以下の学級数の学校と適正な規模の学校とを統合する場合においては、24学級までであること。
- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。
中学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。
ただし、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等、様々な地域事情を考慮し、手引の内容を機械的に適用することは適当でなく、検討の参考資料とする。

(2) 兵庫県学級編制基準

兵庫県では、学級編成基準及び教職員定員配当方針により、小学校第1学年で35人、小学校第2学年から第6学年まで及び中学校第1学年から第3学年までで40人を学級編成基準としているが、兵庫型学習システムの導入により、小学校第2学年から第4学年は35人学級編成となっています。

また、複式学級の編成基準は、小学校においては2つの学年の児童数の合計が14人以下、第1学年を含む場合は8人以下となっています。中学校においては、複式学級の編成基準の設定はありません。

【兵庫県学級編制基準】

項目	小学校		中学校
	第1学年	第2～6学年	
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人（第1学年を含む場合は8人）		—
特別支援学級	8人		

(3) 新学習指導要領

新学習指導要領では、互いの考えを伝えるなどしてグループや学級全体で話し合うような言語活動を通して指導することや、グループワークなどの学習形態について適宜工夫することなどが示されています。

(4) 国の示す通学距離・通学時間の目安

国においては、法令等において、通学距離・通学時間の一定の目安を次のように示しています。

【法令等】

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条
適正な学校規模の条件は、通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。
- 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当であり、通学時間については、適切な通学手段を確保することで、おおむね1時間以内をおおよその目安とすることが適当である。※通学距離とストレスとの関係を調べた文部科学省の研究では、この通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的に少ない場合、子どものストレスが大幅に増加することは認められていない。

4 学校の小規模化による影響

小規模校には小規模校の良さがありますが、その一方で課題もあります。特に複式学級が生じたり、同級生が数名のみになるなど学級の人数が少なくなれば、集団教育の良さが活かされにくいなどの問題が生じる恐れがあります。本市ではデメリットを抑え、小規模校のメリットを活かした取組を進めています。

文部科学省が示している小規模校の一般的なメリット・デメリット（一例）

項目	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ・地域の協力が得られやすいため、地域の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざす、学級間で互いに高め合う等の活動がなされにくい。 ・運動会等の学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・児童生徒数が少ないからこそ登校できる児童生徒がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なこと等から、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ・地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

相生市の小規模校における取組例

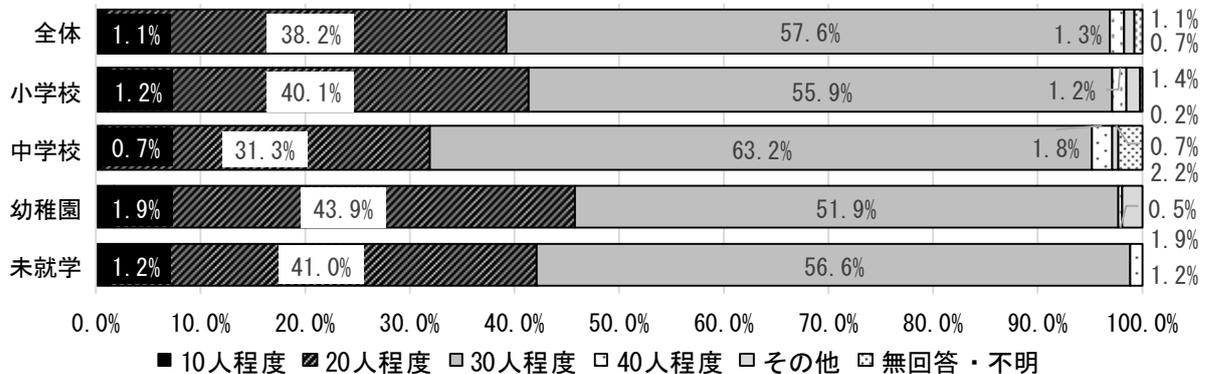
- ・ 市独自で教員を配置することにより複式学級を解消し、個々の学年に応じた教育課程を編成し教育活動を行っている。
- ・ 地域の教育力を得ながら、地域の特色を活かした教育を進め、幼小中地域まるごとつながりの中の一貫教育を推進している。
- ・ 対面のほかICTも活用しながら、年間を通じ、校区の小中学校間で交流事業（合同授業）を行っている。（各教科の学習、自然学校・社会見学の事前事後学習等）
- ・ 小規模校のメリットを意識した教育内容になるよう、一人ひとりの子どもの個性や特性に合わせた教育活動を行っている。
- ・ 全校的な交流機会を増やし、異年齢の子ども同士や子どもと教師の一体感を高めたり、多様な意見に触れる機会を設けている。

5 保護者の望む適正規模・適正配置

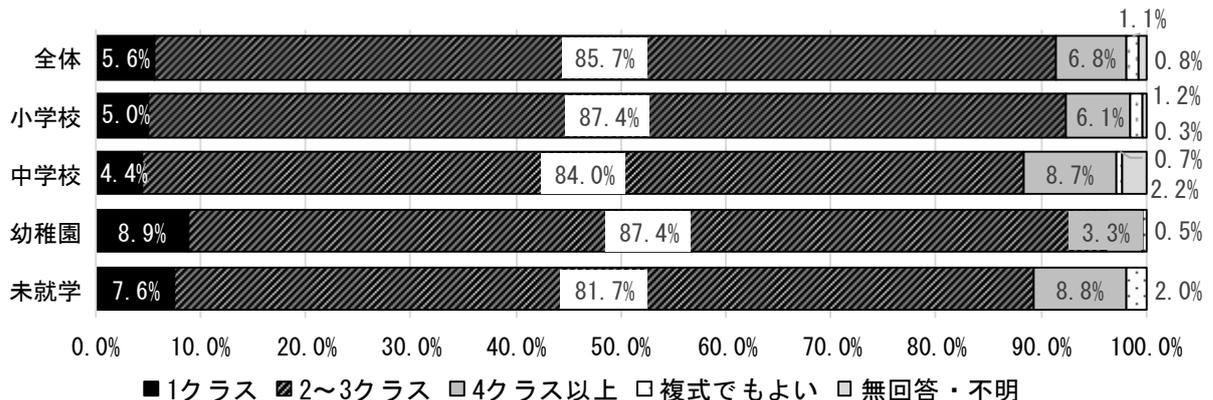
教育委員会では、今後の学校の在り方について保護者の意向を把握するため、令和4年6月に市内小中学校の児童生徒・未就学児童の保護者を対象とした「相生市立小中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート」を実施しました。（回答数1,942人：80.1%）

◎適正規模・適正配置に関する保護者の意識

問 小学校1クラスあたりの児童数は、何人ぐらいが適正だと思いますか。

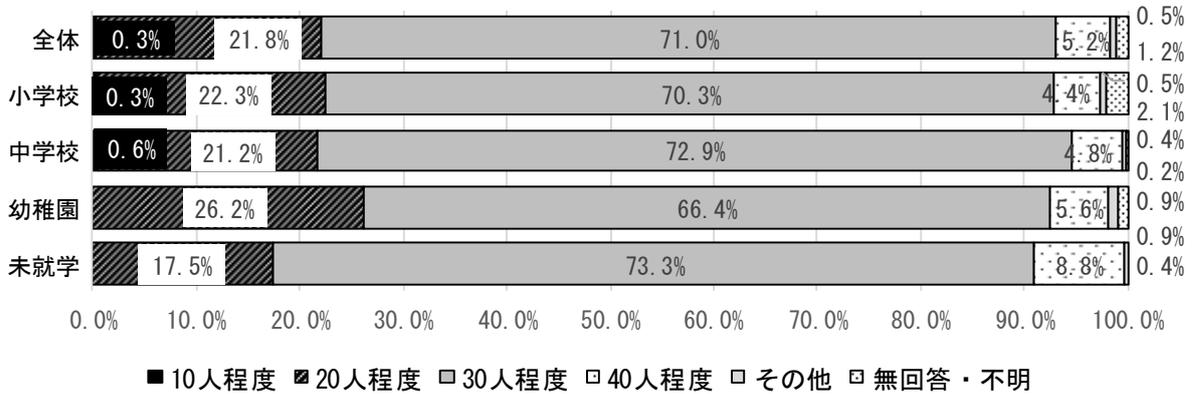


問 小学校1学年あたりのクラス数は、どの程度が望ましいと思いますか。

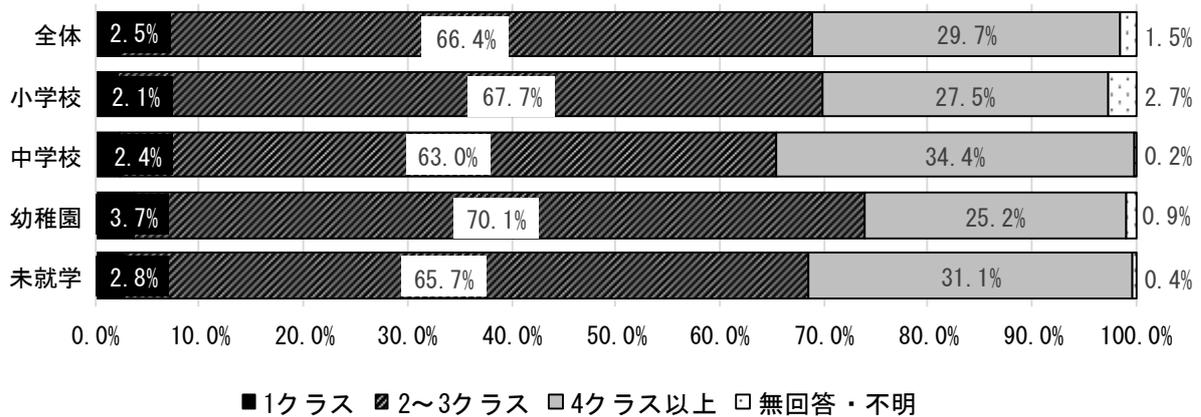


○小学校1クラスあたりの人数は「30人程度」が57.6%と最も高く、小学校1学年あたりのクラス数では、1学年あたり「2～3クラス」を望まれている方が85.7%と最も高い結果となっています。

問 中学校1クラスあたりの生徒数は、何人ぐらいが適正だと思いますか。



問 中学校1学年あたりのクラス数は、どの程度が望ましいと思いますか。



○中学校1クラスあたりの人数は「30人程度」が71.0%と最も高く、中学校1学年あたりのクラス数では、1学年あたり「2～3クラス」を望まれている方が66.4%と最も高い結果となっています。

6 これからの相生市の適正規模・適正配置

(1) 適正規模・適正配置の必要性

学校規模は、学習面だけでなく生活面や学校運営面など様々な面で、児童生徒をはじめとする学校に関わる全ての人に影響を与えます。現在、各学校では、それぞれの規模に応じて、その特性を活かした特色ある様々な教育活動に前向きに取り組んでいます。

また、学校教育で必要とされることは、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨しながら思考力や表現力等を育むことです。保護者アンケートの結果を見ると、保護者も同じように望んでいることが分かります。

教育委員会の責務としては、義務教育の公平性・機会均等の観点から、市内のどの学校であっても、教育水準や教育施設、設備、教員の配置等といった教育条件の整備、子ども達が豊かな学校生活を送るための教育環境について、公平に提供するよう努める必要があります。

本市の児童生徒数は、少子化で年々減少している状況にあり、学校規模の小規模化が進んでいます。そのような中、小規模校では、地域とのつながりを活かした教育活動、教職員の目が一人一人の児童生徒に行き届きやすいなどの小規模校ならではのメリットを活かした教育活動を行っています。さらに、小規模校のデメリット解消のため、複式学級の解消やICTの活用をしながら、年間を通じ、校区の小学校間で交流事業(合同授業)を行うなど、教育委員会及び各学校で様々な取組を行っています。

今後、更に小規模化が進んでいくと、各学校の取組だけでは、デメリットを克服することが難しくなることも予想されます。このことから、様々な課題を整理しながら地域全体で統合も含めた学校の在り方の検討を行い、教育環境の充実を図る、適正規模・適正配置を検討する必要性があります。

(2) 適正規模・適正配置に関する基本方針

ア 適正規模について

保護者アンケートの結果において、クラス替えがありたくさんの友だちができることを希望するという回答が多く見られました。このことから、国の法令や手引きを参考に、本市の小学校における「望ましい学校規模」は、クラス替えを可能とする『1学年に複数学級』としますが、複式学級を有する小学校が発生していること、今後の児童数の推移及び地域性を考慮し、基本方針としては『複式学級を有しない6学級以上』とします。

また、中学校における「望ましい学校規模」は、教科担任制であることから、『1学年に複数学級』としますが、今後の生徒数の推移、地域性及び保護者の意見を踏まえ、基本方針としては『1学年に1学級以上かつ1学級20人以上』とします。

イ 適正配置について

適正配置を考える上では、校区の広さ、通学路の状況、地域の実情等を総合的に勘案する必要があります。

(ア) 校区の広さ

平成27年度より幼小中一貫教育を推進しており、『小学校区と中学校区が同一の校区で効率的に連携できる程度の広さ』を適正配置の基本方針とします。

(イ) 通学時間及び通学路

通学時間についてはスクールバス等の活用により手引が定める基準「おおむね1時間以内」を満たしていることから、今後も国の方針に基づく通学時間を目安とし、併せて通学上の安全確保にも留意します。

7 学校の在り方の検討

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化や適正配置の具体的検討（以下「学校の在り方」の検討という。）については、検討を開始する基準を設定します。しかし、校区や地域ごとに事情が異なっており、一律に方向性を決めることは妥当でないことから、基本方針に基づく適正規模等についての検討は、統合の適否ではなく、学校規模を活かした学校づくりをどう進めていくかという視点に立った「学校の在り方」の検討に取り組んでいく必要があります。

また、本市では平成27年度から幼小中一貫教育に取り組んでおり、この効果には小学校と中学校が連携することが重要となります。小学校区と中学校区が同一の範囲となることが大切であり、そのためには、まず、小学校から検討を開始することが必要と考えています。

(2) 検討の進め方

検討においては、学校は児童生徒のための教育施設であるため、適正な教育環境の確保という視点を中心に捉えるべきであります。しかし、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる重要な場所であり、地域コミュニティの核、避難所等安全安心の拠点であることから、「学校の在り方」の検討については、行政が一方的に進めず、保護者及び地域住民が主体となって参画し、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえて検討を進めることが重要です。

(3) 検討を開始する基準

学校規模が次の基準にあるときに、保護者、地域住民及び教育委員会が当該校区の「学校の在り方」の検討を開始することとします。ただし、基準の学級数には、特別支援学級は含まないものとします。

ア 小学校の基準

1学級から5学級となった学校（複式学級を有する学校）

イ 中学校の基準

3学級かつ全学年1学級当たり20人程度未満となった学校

8 取組の具体的な進め方

教育委員会は、毎年度5月1日の児童生徒数の状況が「検討を開始する基準」に該当する場合は、当該校を「検討を開始する学校」として指定します。その後、保護者説明会及び地域住民説明会（以下「地区別説明会」という。）を開催し、地域協議会において学校の在り方の協議及び検討を進めます。

(1) 地区別説明会

本計画の基本方針及び学校規模により生じる教育上の様々な課題の共有を図るため、保護者説明会を行った上で地域住民説明会を開催します。ただし、地域協議会において協議が継続している学校については、新たに地区別説明会を開催しないこととします。

(2) 地域協議会

地区別説明会を経た学校については、教育委員会が地域で協議する場（以下「地域協議会」という。）を設置します。その後、地域協議会において学校の在り方について協議及び検討を開始することとします。

なお、地域協議会の運営方法等に関しては、地域ごとの実情を考慮し、それぞれの地域協議会において定めることとします。

ア 構成

学校の在り方については、保護者や地域住民総意による協議及び検討が必要であることから、関係者の意見を集約できる校区内の小学校・中学校・就学前施設の保護者代表、自治会代表、各種地域活動団体代表等で地域協議会を組織します。

イ 期間

地域協議会は、おおむね1～2年を目途に合意形成を図ることとし、合意形成後には地域協議会を解散することとします。

(3) 検討する学校の在り方

ア 存続

地域協議会において、当該校区における課題やその改善点を協議しながら、望ましい学校の在り方を検討した結果として、小規模校での存続となった場合には、小規模校ならではの良さを活かしながら、特色ある学校づくりを目指すことが重要です。存続の場合の一例として、以下の参考に示す取組等を導入することも考えられます。

※参考

小規模特認校制度

少人数の学校で、自然環境の活用や地域住民との交流など、特色ある学校経営を行い、一定の条件の下で、他の通学区域からの通学を許可する制度が小規模特認校制度です。少人数の学校へ大規模校区からの通学を認めることにより、統廃合に拠らない学校規模の適正化を図ろうとする方法で、現在では、全国の多くの市町村で導入されています。

課題としては、小規模特認校の取組により、通学区域が広範囲となり、児童の通学上の負担が発生したり、校区外から通学している児童にとっては、自分の住んでいる地域での関係が希薄になったりすることが考えられます。

コミュニティスクール

学校運営に対して保護者や地域住民が参画し、学校運営協議会を通して教育に対する課題や目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを進める仕組みです。

イ 統合

学校規模を拡大するため統合し、一定規模の児童生徒集団を確保します。

しかし、統合に伴う校区の再編は、そこに通う子どもたちだけでなく、周辺地域へも大きな影響を与えます。対象学校の児童生徒は新たな環境の変化への対応を求められるとともに、地域との関係が希薄化することなどが無いよう取組を進めることが重要です。

9 将来を見据えた取組の推進

地域協議会での合意結果を踏まえ、教育委員会が具体的な学校の在り方を決定し、学校、保護者、地域住民及び教育委員会が協働して将来を見据えた取組を推進します。

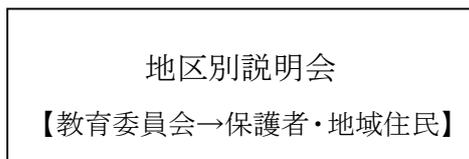
10 取組状況の検証

教育委員会により具体的な学校の在り方が決定された学校については、計画期間中は地区別説明会及び地域協議会（以下「地区別説明会等」という。）を開催しないこととします。

ただし、「存続」として特色ある学校づくり等の取組を進める中で、学校の在り方の再検討が必要と認められる場合や地域から申出がある場合は、地区別説明会等の開催検討を行います。

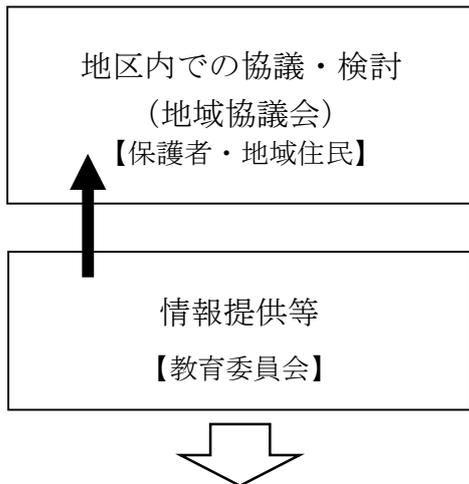
学校の在り方検討の流れ（フロー図）

I 課題の認識及び共有



・基準該当校区において、教育上の課題を認識し共有する。

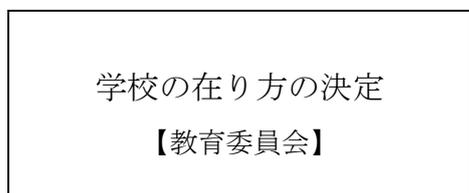
II 協議及び検討



・地域協議会を設置し、学校の在り方について、おおむね1～2年を目途に協議を行い、合意形成を図る。

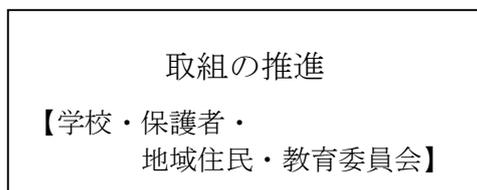
・教育委員会は、情報提供等で参与する。

III 学校の在り方の決定



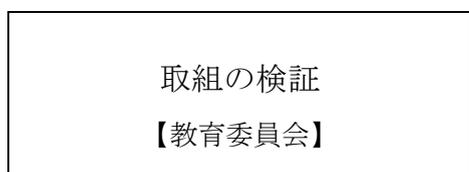
・地域協議会において合意された結果を踏まえ、教育委員会が具体的な学校の在り方を決定する。

IV 取組の推進



・学校、保護者、地域住民及び教育委員会が協働してⅢで決定された学校の在り方に基づく取組を推進する。

V 取組の検証



・教育委員会により具体的な学校の在り方が決定された学校について、取組状況を検証します。

資 料

- 1 諮問書（教育委員会より）
- 2 相生市学校教育審議会条例
- 3 相生市学校教育審議会委員名簿
- 4 相生市立学校校区規則
- 5 相生市立小中学校適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果



1 諮問書（相生市教育委員会より）

諮問第1号

相生市学校教育審議会

相生市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定及び
相生市立小中学校適正配置計画の策定について（諮問）

相生市学校教育審議会条例（平成9年条例第21号）第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

令和3年6月30日

相生市教育長 浅井 昌平



記

1 諮問事項

- (1) 相生市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定について
- (2) 相生市立小中学校適正配置計画の策定について

2 諮問理由

- (1) 相生市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定について
平成23年4月に策定した相生市教育振興基本計画について、次期
10カ年計画の策定をお願いします。
- (2) 相生市立小中学校適正配置計画の策定について
令和3年度に策定する相生市教育振興基本計画を受け、児童数だけで
なく地域事情に応じた相生市立小中学校適正配置計画の策定をお願い
します。

3 答申の時期

- (1) 相生市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定
令和3年11月下旬
- (2) 相生市立小中学校適正配置計画の策定
令和4年11月下旬

2 相生市学校教育審議会条例

平成9年3月28日

条例第21号

相生市学校教育審議会条例

(設置)

第1条 相生市の教育行政の円滑な運営を図るため、相生市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、相生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、相生市内の公立幼稚園及び小、中学校の教育の振興に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申があった日までとする。

(会長の職務等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、全委員委嘱後の最初の審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見をきき、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

3 相生市学校教育審議会委員名簿（敬称略、職名等は開催当時）

区 分	役 職	氏 名	職 名 等
学識経験者	会 長	あんどう よしみつ 安藤 福光	兵庫教育大学准教授
地域代表 (8名)	職務代理	やまだ かつとし 山田 勝利	自治会代表(相生市連合自治会長)
	委 員	まつした よしひろ 松下 昌弘	青少年問題協議会代表
	委 員	にしだ かずお 西田 一雄	中学校 PTA 代表
	委 員	はまだ ようへい 濱田 洋平	小学校 PTA 代表
	委 員	いしの たくじ 石野 拓志	幼稚園 PTA 代表
	委 員	はせがわ じゅん 長谷川 純	公募委員
	委 員	いしやま ひ さ こ 石山 妃佐子	公募委員
	委 員	たかね まちこ 高根 眞智子	公募委員
学校関係者 (3名)	委 員	まつばら まこと 松原 誠	中学校代表 (矢野川中学校長)
	委 員	さかもと ひろのぶ 坂本 浩宣	小学校代表 (双葉小学校長)
	委 員	もりかみ み ゆ き 森上 美由紀	幼稚園代表 (あおば幼稚園長)

4 相生市立学校校区規則

中 学 校		小 学 校	
那波 中 学 校	相生小学校区域	相生小学校	相生地区、野瀬、鰯浜、坪根、葛ヶ浜
	那波小学校区域	那波小学校	龍泉町、那波地区
	青葉台小学校区域	青葉台小学校	千尋町、佐方、緑ヶ丘、青葉台、西谷町、山崎町、若狭野町入野 1257 番地外
双葉 中 学 校	双葉小学校区域	双葉小学校	汐見台、池の内、双葉、赤坂、向陽台、古池、那波野
	中央小学校区域	中央小学校	陸地区、菅原町、ひかりが丘、山手、旭地区
矢野 川 中 学 校	若狭野小学校区域	若狭野小学校	若狭野町(入野 1257 番地外を除く)
	矢野小学校区域	矢野小学校	矢野町

5 相生市立小中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、相生市内の保護者に対して小中学校の適正な学校規模や配置について、ご意見等をうかがうことを目的に実施しました。

2 調査の設計

(1) 調査対象者

- ア 市立小中学校児童生徒の保護者
- イ 市立幼稚園児の保護者
- ウ 就学前児童の保護者

(2) 調査方法

無記名による直接記入

(3) 調査期間

令和4年6月

3 回収結果

	対象者（配布数）	回収数	回収率
市立小学校児童の保護者	994	934	94.0%
市立中学校生徒の保護者	599	543	90.7%
市立幼稚園児の保護者	230	214	93.0%
就学前児童の保護者	600	251	41.8%
合計	2,423	1,942	80.1%

4 報告書の見方

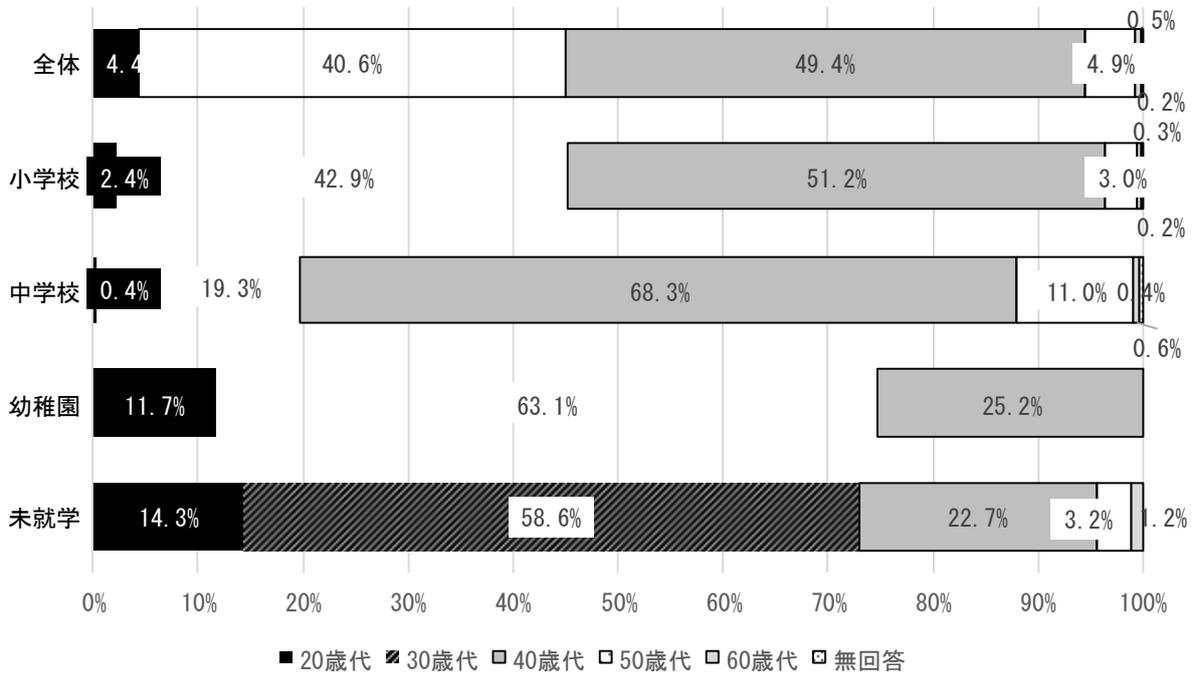
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 設問によっては、結果を詳細に分析するためクロス集計表を掲載しています。

II 調査結果

問1 あなた自身のことについて

問1-1 あなたの年齢はおいくつですか。

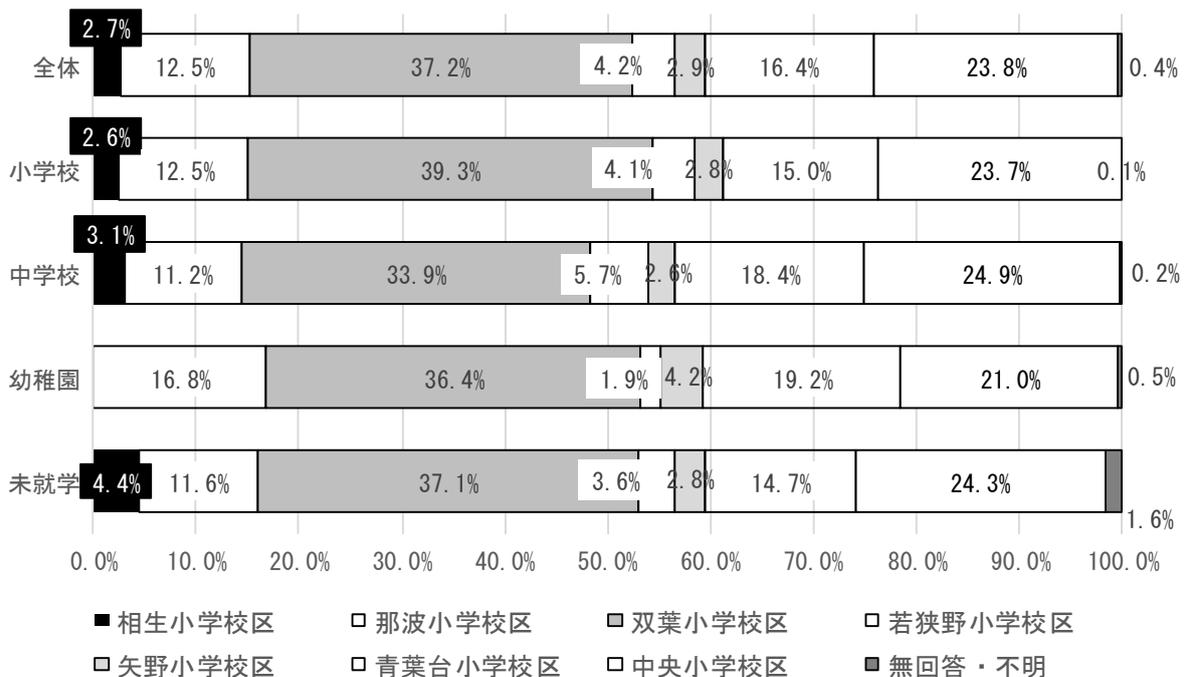
全体 (N=1,942)



○「40歳代」が49.4%と最も高く、次いで「30歳代」が40.6%、「50歳代」が4.9%となっています。

問1-2 お住まいの地区はどの小学校区ですか。

全体 (N=1,942)



○「双葉小学校区」が37.2%と最も高く、次いで「中央小学校区」が23.8%、「青葉台小学校区」が16.4%となっています。

